

桑名市告示第87号

桑名市カスタマーハラスメント被害者法的措置補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市カスタマーハラスメント被害者法的措置費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、カスタマーハラスメントの被害者に対し、法的措置（カスタマーハラスメントに起因して行う刑事告訴、民事訴訟、仮処分申立てその他これらに類する司法上の手続をいう。以下同じ。）をとる際に要する費用の一部を補助することにより、カスタマーハラスメントの被害の拡大防止及び回復に資するため、予算の範囲内において桑名市カスタマーハラスメント被害者法的措置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、桑名市カスタマーハラスメント防止条例（令和6年桑名市条例第43号）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市長に対しカスタマーハラスメントの確認又は認定の求めを行い、カスタマーハラスメントに該当すると認められた事案について、法的措置をとろうとする事業者等又は就業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、法的措置をとるために必要な弁護士費用とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、実費とし、1件当たり10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、弁護士等への支払後速やかに桑名市カスタマーハラスメント被害者法的措置補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類（第4号に掲げる書類にあっては、補助金の交付を受けようとする者が事業者等であるときに限る。）を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 法的措置の内容が分かる資料
- (2) 弁護士又は弁護士法人に支払った弁護士費用の領収書の写し
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 役員等名簿（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、桑名市カスタマーハラスメント対策委員会委員長の意見を聞き、交付の可否を決定し、桑名市カスタマーハラスメント被害者法的措置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

桑名市カスタマーハラスメント被害者法的措置補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

桑名市長 様

(申請者)
住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先

標記補助金の交付を受けたいので、桑名市カスタマーハラスメント被害者法的措置補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、交付を受けるにあたっては、交付決定日を請求日とし下記の通り請求します。

記

1. 法的措置の内容 添付書類のとおり
2. 補助金交付申請額 金 円

※補助金の額は、実費とし、1会計年度あたり上限10万円とする。

【添付書類】

- ・法的措置の内容が分かる資料
- ・弁護士又は弁護士法人に支払った弁護士費用の領収書の写し
- ・誓約書兼同意書（様式第2号）
- ・役員等名簿（様式第3号）※事業者等の場合のみ
- ・その他市長が必要と認める書類

【振込先】

金融機関名	銀行・信金 金庫・農協	店・支店 出張所
口座種別	当座 ・ 普通	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

年 月 日

（あて先）桑名市長

申請者
住 所
代表者

※記名・押印又は署名

誓 約 書 兼 同 意 書

（私・当法人・当団体）は、桑名市補助金等交付規則第3条の規定に基づき補助金等の交付の申請をするに当たり、下記の事項について、誓約するとともに同意します。

記

- 1 （私・当法人・当団体）及びその役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団等
 - (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したもの
 - (3) 暴力団等に資金等の供給、資材等の購入又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているもの
 - (4) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係（友人又は知人として、年1回であっても、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊等をしている関係をいう。ただし、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）を有しているもの
 - (5) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係（暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席する等の関係をいう。ただし、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）を有しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したもの
- 2 （私・当法人・当団体）の市税又は市に納付しなければならない分担金、使用料、加入金、手数料若しくは過料その他の市の歳入の納付状況について、必要な調査を実施する必要があることに同意します。
- 3 提出した役員等名簿に記載された全てのものは、暴力団等の該当性の確認のため、警察等関係機関に対して、この名簿による照会が行われることに同意しています。

役員等名簿

申請者
住所
代表者

（ 年 月 日現在）

【役員等の範囲】

- ・ 個人事業主は、申請者本人及び本人の経営に指示を出すことができる者をすべてご記入ください。
- ・ 法人事業者は、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営又は運営に実質的に関与している者をすべてご記入ください。

No.	役職	ふりがな 氏 名	住 所	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

* 記載された個人情報、暴力団等の該当性の確認のために使用しますので、すべての申請者が提出してください。

第 号
年 月 日

様

桑名市長

桑名市カスタマーハラスメント被害者法的措置補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました桑名市カスタマーハラスメント被害者法的措置補助金交付申請について、下記のとおり補助金の交付（不交付）を決定したので、桑名市カスタマーハラスメント被害者法的措置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付

交付決定金額 金 円

不交付

不交付の理由